

船舶事故調査報告書

平成29年1月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成28年7月13日 09時53分ごろ
発生場所	大分県姫島村姫島北方沖 姫島灯台から真方位033° 1.8海里（M）付近 （概位 北緯33° 45.4′ 東経131° 43.2′）
事故の概要	石炭灰運搬船開山丸は、東進中、また、漁船盛漁丸は、沖建網漁を行いながら漂泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成28年7月14日、主管調査官（門司事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 石炭灰運搬船 開山丸、749トン 142368、山機運輸株式会社 B 漁船 盛漁丸、4.6トン OT3-27793（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 甲板員A、六級（航海） B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	A なし B 軽傷 1人（乗組員）
損傷	A バルバスバウに擦過傷 B 右舷船尾部外板に亀裂
気象・海象	気象：天気 雨、風向 南、風力 3、視程 約1M 海象：波高 約50cm
事故の経過	A船は、船長Aほか6人が乗り組み、東進中、単独で船橋当直についていた甲板員Aが、操舵スタンド左横にある電子海図情報表示装置（ECDIS）の前に立ち、同装置により船位を確認しながら航行していたところ、海上保安庁から停船を指示された。 甲板員Aは、ECDISの前に立つと、船体中央部及び同前部に装備されたバケットエレベーター（チェーンに装着された多数のバケットが上下に回転することで、貨物を垂直に搬送することができる装置）により船首方に死角が生じることを知っていたが、レーダーで他船を認めなかったことから、船首方に他船はいないと思っていた。 B船は、船長Bほか2人が乗り組み、船長Bが、機関を中立として沖建網の揚網作業に意識を向けており、乗組員の声で船尾方に視線を向けたとき、至近にA船を認め、機関のクラッチを前進にかけたものの、B船の右舷船尾部にA船の船首が衝突した。
分析	A船は、甲板員Aが、船首方に他船はいないと思い、前路の見張りを適切に行っていなかったことから、B船に気付かなかったものと考

	<p>えられる。</p> <p>B船は、船長Bが、揚網作業をしていて、見張りを適切に行っていなかったことから、A船の接近に気付くのが遅れたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、甲板員A及び船長Bが、共に見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。</p>